

1999. 3. 19 改正
2000. 5. 19 改正
2002. 3. 15 改正
2004. 3. 17 改正
2005. 3. 18 改正
2011. 3. 23 改正
2014. 3. 27 改正

広州日本商工会会費規約

広州日本商工会会則第二十五条に規定する年会費は、下記の通りである。

1. 法人会費

(単位：人民元)

登録会員数	年会費
1	1 8 0 0
2	2 3 0 0
3	2 8 0 0
4	3 3 0 0
5	3 8 0 0
6	4 3 0 0
7	4 8 0 0
8	5 3 0 0
9	5 8 0 0
10名以上	6 3 0 0

注：①会員は一分科会のみに参加するものとする。

②登録会員については、当地駐在員を原則とするが、各会員企業の実態に合わせて登録いただく。

2. 個人会費 3 0 0 元

3. 賛助会費 1 8 0 0 元

4. 会費は上記に該当する金額を所定の納入用紙に記入の上、原則として毎年3月から4月末迄の納入期間内に事務局へ納入すること、10月1日以降の入会については、所定年会費の半額を入会時に納入する。

5. 予測できなく発生した義援金や寄付金の要請に対し、役員の方の三分の二以上の決議により、必要に応じて、臨時会費または特別会費を徴収することができる。(上限額20万元)

6. 支途については総会に報告しなければならない。